八　工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類
九　（略）
十　工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面
十一～十三　（略）

4　環境大臣は、前項各号に掲げるもののほか、法第十条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

5　前二項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第三条　法第十条第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第十条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（ただし、第五号に掲げる事項の変更にあつては、令第一条第三号に掲げる宿舎に関する国立公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

二　前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の変更（ただし、第一号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

（削る）

（削る）

（削る）

（国立公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第四条　（略）

2　（略）

3　環境大臣は、前項に定めるもののほか、法第十条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（承継の協議又は承認の申請）

第六条　法第十二条第一項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出するものとする。

一　譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　公園施設の種類

三　公園施設の管理又は経営の方法

四　国立公園事業を譲渡しようとする年月日

五　国立公園事業を譲渡しようとする理由

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し

二　譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三　第二条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類

四　譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八　事業資金を調達することができることを証する書類
九　（略）
十　工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
十一～十三　（略）
（新設）

4　前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第三条　法第十条第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一　法第十条第四項第一号に掲げる事項

二　公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三　公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四　公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五　第二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

（国立公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第四条　（略）

2　（略）

（新設）

（承継の協議又は承認の申請）

第六条　法第十二条第一項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を環境大臣に提出するものとする。

一　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその国立公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二　国立公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三　公園施設の種類

四　合併又は分割した年月日

五　合併又は分割した理由

（新設）